

様式第1号・その1(第7条関係)
政務活動費収支報告



2025 年 4 月 9 日

向日市議会議長

上田 雅 様

会 派 名 日本維新の会
無所属の会
経理責任者 長谷川 愛

年度政務活動費収支報告書について

向日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり
令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第1号・その2(第7条関係)

政務活動費収支報告書

年度政務活動費収支報告書

会 派 名 日本維新の会
無所属の会

1 収 入

政務活動費 518,400 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
研修費	41,540	交通費、宿泊費
資料作成費	70	
合 計	41,610	

3 残 額 476,790 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

日本維新の会 無所属の会

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

政務活動費収支報告書

領 収 書 綴 り

6 年度 政務活動費 領収書綴

会派名	日本維新の会 無所属の会	支出金額	4,540
項目	研修費	内容	交通費

領収書貼付欄

駅-No 440106 領収書-No 180
窓口-No 3
領 収 書

日本維新の会 無所属の会 様

金額 ￥14,170円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2024年10月31日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

品川駅

現金出納社員

駅-No 51330160 領収書-No 22
窓口-No 222
領 収 書

日本維新の会 無所属の会 様

金額 ￥14,170円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2024年10月30日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

京都駅

現金出納社員

石研修費

ご利用明細書
BILL

OURS INN HANKYU
アワーズイン 阪急

〒140-0014
東京都品川区大井1-50-5
TEL : 03-3775-6121
登録番号 T7120001127170

ご芳名 GUEST NAME

日本維新の会無所属の会

様

ビル番号 BILL.NO. 642794-DB

お部屋番号 ROOM NO.	ご到着日 ARRIVAL DATE	ご出発日 DEPARTURE DATE	人数 NO.OF PERSONS
1957	2024/10/30	2024/10/31	1

日付 DATE	明細 EXPLANATION	料金 CHARGE	お支払い PAYMENT	備考 REMARKS
10/30	ご宿泊代として	13,100		
10/30	宿泊税100	100		
	課税対象外	¥100		
	10%対象	¥13,100		
	(内消費税	¥1,190)		

ご請求金額 AMOUNT DUE 13,200

※印がついている商品は軽減税率対象となります。

クレジットカー
ド 13,200

領収証 RECEIPT

OURS INN HANKYU
アワーズイン 阪急

〒140-0014
東京都品川区大井1-50-5
TEL : 03-3775-6121
登録番号 T7120001127170

日本維新の会無所属の会

様

ビル番号 BILL.NO. 642794-DB

13,200

円也

2025年01月21日

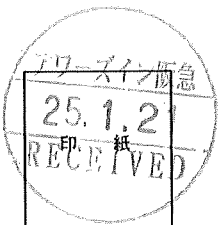
上記の金額正に領収いたしました。料金には消費税を含みます。
The above amount has been received exactly including consumption tax.

課税対象外 ¥100
10%対象 ¥13,100
(内消費税 ¥1,190)

但し

毎度ご愛顧賜わり有難うございます。
またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you very much for your patronage.
May we have the pleasure of serving you again.

発行者



視察報告書

日本維新の会無所属の会

松本 みゆき

2024 年 10 月 30 日 品川区立総合区民会館にて子ども事故防止予防に関する研修会に参加

研修① こどものケガを減らすー地方議員ができること

(NPO 法人 Safe Kids Japan 理事長 山中龍宏 先生)

これまで子どもに関する事故はどのようなシチュエーションで起きているのか？という基本的な部分から学びました。NPOsafe kidz japan の山中医師からは改めて子どもの事故予防について、対策を講じる具体的な手法と考え方を学び、これまでどれだけ対策されずに同じような事故が繰り返されてきたのか、興味深いご講演をいただきました。共通する製品を用いて複数の事故が発生している場合にはその製品の製造メーカーへの意見具申や提言なども行なっていらっしゃると言うことでした。

研修② Child Death Review (予防のためのこどもの死亡検証) について

(総合病院国保旭中央病院小児科 仙田昌義 先生)

☐ また仙田先生からは、今こども家庭庁としても注目されている予防のためのこどもの死亡検証 (Child Death Review) についてお話を伺いました。Child Death Review (予防のための

子どもの死亡検証制度。以下「CDR」という。)は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、その他の行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に、検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

欧米では子どもの予防できる死亡を減らすため、主に不慮の事故や虐待等による子どもの死を防ぐことを目的としてチャイルド・デス・レビューを導入し、具体的な成果をあげています。先進諸国の中では、子どもの死因の全例検証が制度化されているところもありますが、わが国ではいまだ確立されていませんでした。

子どもの死というものは、大きくは、虐待、事故、病気ということに分けられます。その中でも、特に事故あるいは虐待ということであれば、社会全体として再発防止に資する施策議論をどのように行っていくのか、という観点からもチャイルド・デス・レビューは不可欠な制度です。例えば、虐待であれば、亡くなったお子さんがどういう状況であったのか、というところから残されているその他のお子さんに対しての積極的に介入ができる可能性がありますし、虐待の中で例えば、教育関係者の連携が悪い部分が見つかった場合には、そこに対してさらなる施策の改善を行うという働きかけも可能です。また事故の場合であれば、今後どうやって防ぐのか、というところについて、それぞれの予防に対する、具体的な予防策を国全体で、もう一步、踏み込んでいこうという議論ができますので、チャイルド・デス・レビューが持つ意義というのは、極めて大きいものです。

さらには、刑事訴訟法との整合性も重要なテーマになっていきます。刑事訴訟法第 47 条には、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と規定されています。ですが、但し書きの解釈・運用が担当官によって異なるため、虐待かどうかの見極めに支障が出ているケースもあるようです。例えば、「事故」として扱われている案件について、小児科医が虐待を疑い情報を求めても、その情報が開示されない場合があるようです。ですが、チャイルド・デス・レビューが公益上必要と認められるようになり、捜査機関からも必要な情報が開示される動きが生まれれば、子どもの死亡率を最小化できるひとつのきっかけになることが期待できます。

なにかあればすぐに保護者や監督者の注意不足のせいにされるのではなく、変えられるところを根本から変えていく。変えたいもの、変えられないものは何なのか。本気でそのように行動していくことで、より多くの子どもの命が救える。

全国から集まる超党派の素晴らしい議員の皆さんとお話しさせていただく機会にも恵まれました。私もしっかりと学ばせて頂き、政策提言に繋げてまいります。

2024 年 10 月 31 日 品川区立環境学習交流施設エコルとごしを視察。

自然豊かな戸越公園内にあり、体験型展示や多彩なイベント・講座で、環境を楽しみながら学ぶことのできる施設であり、また、地域における憩いと交流の場として多世代の多くの方

が利用されていました。施設の理念としては、「未来をつくる子どもたち × 子どもを支える人たち」として、地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっていることから、品川区では、より効果的に環境保全を促進するため、2018年3月「品川区環境基本計画」を策定されました。エコルとごしでの活動を通じて、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指すということでした。映像展示では、「地球温暖化対策」をメインテーマに、床・壁一面のダイナミックな映像空間で、都市と自然の「バランス」や「いきもの」とのふれあいを体験できたり、また、コミュニティラウンジでは、公園と一体感のある広々とした空間で、誰もが自由に過ごせる憩いと交流の場となっています。常設展示「トイカケのジカン」では、1秒・1日・1年・10年の時間軸をテーマに、さまざまな仕掛けを通して、身近な視点で環境との関わりを学ぼうと、1秒・1日・1年・10年・・・「ジカン」をキーワードに、身近な視点から環境を考える仕掛けが工夫されていました。メッセージ展示「ミライのタネ」では、「あなたが思い描く100年後は、どんな未来になっていますか？」100年先の未来を守るために、私たちが今できることはなにか？エコルとごしで体験したこと、学んだことを振り返り、「ミライ」へのメッセージを自由に表現してみようといったコーナーが設けられておりました。

壁と床、家具にも品川区の交流自治体の木材を使用し、木のぬくもりがあふれる居心地の良いスペースです。東京都内の公共建築物として初めて「Nearly ZEB」の認証を取得した施設でもありました。

環境問題を体験を通して楽しく学習できる素晴らしい施設であり、多世代交流を目的に公共施設の利用者増加のアイデアのヒントもたくさんいただくことができました。これらを元に向日市でもこれから始まる公共事業の再整備事業に活かしていきたいと思います。

以上

6 年度 政務活動費 領収書綴

会派名	日本維新の会 無所属の会	支出金額	7.0
項目	資料作成費	内容	コピー 料

領収書貼付



領 収 書

納付者 住 所 向日市寺戸町中野20 向日市役所内		
氏 名 日本維新の会 無所属の会 様		
第0082361号	令和6年度	一般会計
納付書番号 6-0001033		
金 額	70 円	
ただし、 令和6年度下半期コピー料 (令和6年10月から令和7年3月分) 納付場所： 市役所又は取扱金融機関 (裏面) 納期限 令和 7年 4月 30日		
上記のとおり領収しました。 向日市会計管理者 向日市指定金融機関 向日市指定代理金融機関 向日市収納代理金融機関		領収日付印

(納付者保管)

向日市